議案第５２号

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和５８年条例第５号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１２月１日提出

取手市長　　中　村　　修

提案理由

公民館の利用実態に合わせ，利用時間区分及び利用時間単位の見直し等所要の整理を行うとともに，令和８年度末に完了予定の井野公民館の改修工事に伴い，条例で定める同公民館の部屋の区分を変更するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和５８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（利用の許可） 第４条　公民館を利用する者は，１時間を単位として，あらかじめ取手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に利用を申請し，その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても，同様とする。	（利用の許可） 第４条　公民館を利用する者は，次に掲げる利用時間の区分に応じ，あらかじめ取手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に利用を申請し，その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても，同様とする。 (1)　午前　午前９時から正午まで (2)　午後　午後１時から午後５時まで (3)　夜間　午後６時から午後９時まで 2　前項の場合において，公民館を利用する者は，利用する時間が同項各号に規定する時間に満たないときは，１時間を単位として申請することができる。
2　教育委員会は，前項の規定による許可に際し，管理上必要があると認められるときは，条件を付することができる。	3　教育委員会は，第１項の規定による許可に際し，管理上必要があると認められるときは，条件を付することができる。
（使用料） 第６条　（略）	（使用料） 第６条　（略） 2　前項の場合において，連続しての利用その他の理由により次の各号に掲げる時間を利用する必要があるときは，それぞれ当該各号に定める額の使用料を納付することにより，当該時間についても利用することができる。 (1)　正午から午後１時まで　午後の区分により１時間利用する場合の額 (2)　午後５時から午後６時まで　夜間の区分により１時間利用する場合の額

別表第２を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

（単位　円）

区分			１時間当たりの使用料	
			午前９時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
小文間公民館	和室　A		７０	１３０
	和室　B		７０	１３０
	調理室		１２０	１８０
	レクリエーション室		２００	２６０
	和室　鶴		１００	１６０
	和室　亀（舞台を含む。）		１００	１６０
永山公民館	講座室　A		１００	１６０
	講座室　B		１００	１６０
	講座室　C（ステージを含む。）		１００	１６０
	講座室　D		１００	１６０
	調理室		１２０	１８０
	和室		１００	１６０
寺原公民館	和室		１００	１６０
	講座室　A		１００	１６０
	講座室　B		１００	１６０
	レクリエーション室（ステージを含む。）		２００	２６０
	調理室		１２０	１８０
井野公民館	会議室　1		１００	１６０
	会議室　2		１００	１６０
	会議室　3		１００	１６０
	調理実習室		１２０	１８０
	多目的ホール（ステージ及び控室を含む。）		５００	５６０
		ステージ（控室を含む。）のみ	２００	２６０
	和室		１００	１６０
	講座室		１００	１６０
戸頭公民館	講座室　A（ステージを含む。）		２００	２６０
		ステージのみ	１００	１６０
	講座室　B		２００	２６０
	会議室		１００	１６０
	調理室		１２０	１８０

	和室　鶴		７０	１３０
	和室　亀		７０	１３０
	別館	研修室　A	１００	１６０
		研修室　B	１００	１６０
		研修室　C	６０	１２０
		研修室　D	６０	１２０
白山公民館	会議室　１		１００	１６０
	会議室　２		１００	１６０
	会議室　３		１００	１６０
	会議室　４		８０	１４０
	和室　鶴		１００	１６０
	和室　亀（舞台を含む。）		１００	１６０
	講座室（ステージを含む。）		３００	３６０
		ステージのみ	１００	１６０
藤代公民館	会議室　１		１００	１６０
	会議室　２		１００	１６０
	会議室　３		２００	２６０
	会議室　４		７０	１３０
	調理実習室		１２０	１８０
	創作室		１００	１６０
	講堂（ステージを含む。）		６００	６６０
		ステージのみ	２００	２６０
	視聴覚室		１００	１６０
	和室		１００	１６０
高須公民館	会議室		２００	２６０
	和室		１００	１６０
	調理室		１２０	１８０
久賀公民館	会議室		２００	２６０
	和室		１００	１６０
	調理室		１２０	１８０
相馬南公民館	会議室		２００	２６０
	和室　A		１００	１６０
	和室　B		１００	１６０
	調理室		１２０	１８０
	創作室		１００	１６０

相馬公民館	会議室	２００	２６０
	和室	１００	１６０
	調理実習室	１２０	１８０
	創作室	１００	１６０
六郷公民館	会議室	２００	２６０
	和室	１００	１６０
	調理実習室	１２０	１８０
山王公民館	会議室	２００	２６０
	和室	１００	１６０
	調理室	１２０	１８０

備考　利用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る申請について適用し，施行日前の利用に係る申請については，なお従前の例による。

（準備行為）

３　教育委員会は，施行日前においても，改正後の条例の規定に基づく施行日以後の利用に係る申請の受付，利用の許可，使用料の徴収その他必要な準備行為を行うことができる。